処分した一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

種類: 燃やせるごみ (単位:t)

数量

量:		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	1号炉	1,192.16	596.59	1,149.72	953.69	107.96	1,159.70							5,159.82
	2号炉	641.60	1,211.66	141.67	819.19	1,238.23	717.82							4,770.17
	計	1,833.76	1,808.25	1,291.39	1,772.88	1,346.19	1,877.52							9,929.99

ばいじん除去の実施状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ハ)

ガス冷却室

22.70 A. E.											
1号炉		R7.5.7		R7.8.27							
2号炉	R7.4.8		R7.6.10		R7.9.24						
ろ過式集じん器											
1号炉		R7.5.10		R7.8.8							
2号炉	R7.4.11		R7.6.20		R7.9.26						

[※] 表の日付は、休炉時に実施したガス冷却室又はろ過式集じん器の清掃日です。ガス冷却室のばいじん除去は「毎日」、ろ過式集じん器のばいじん除去は「連続」で実施しています。

排ガス等の測定結果①(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号口、二)

測定位置: 別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	R7.7.15
測定結果の得られた日	-	-	R7.8.29
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/mN以下	ng-TEQ/mN≀	0.12

測定頻度: 年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R7.4.17	R7.7.15		
測定結果の得られた日	-	-	R7.5.27	R7.8.29		
ばいじん	0.01g/ m N以下	g/ m N	<0.004	< 0.004		
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.8	<0.8		
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	100	120		
塩化水素	20ppm以下	ppm	<1	<1		

測定頻度: 6か月に1回以上

備考:酸素濃度12%補正値を記載しています。

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	R7.6.3
測定結果の得られた日	-	-	R7.7.22
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/mN以下	ng-TEQ/㎡N	0.084

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	_	-	R7.6.3	R7.8.13		
測定結果の得られた日	_	-	R7.7.22	R7.9.30		
ばいじん	0.01g/ ㎡ N以下	g/ m N	<0.003	<0.004		
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.8	< 0.9		
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	110	89		
塩化水素	20ppm以下	ppm	1	1		

測定頻度: 6か月に1回以上

備考:酸素濃度12%補正値を記載しています。

排ガス等の測定結果②(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号口)

測定位置: 別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	_	R7.4.17	R7.7.15		
燃焼室燃焼ガス温度	800℃以上	°C	855	840		
集じん器入口の燃焼ガス温度	200℃以下	°C	194	195		
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	12	4		

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	_	R7.6.3	R7.8.13		
燃焼室燃焼ガス温度	800℃以上	°C	844	859		
集じん器入口の燃焼ガス温度	200℃以下	°C	193	195		
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	5	4		

備考:ばい煙測定日の平均値を記載しています。連続測定値の記録は、施設に備えています。

一酸化炭素濃度の自主基準値は、設計基準値です。